

令和7年度 第1回 あきる野市成年後見制度利用促進協議会 議 事 要 旨

1 開催日時

令和7年5月23日（金） 午後3時00分～午後4時30分

2 開催場所

市役所5階 505会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属
欠席	○ 秦 英準	おおだけ法律事務所
出席	◎ 渡辺 智弘	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 東京支部
出席	岡田 由季子	権利擁護センターばあとなあ東京
出席	植田 宏樹	秋川病院
出席	坂原 麻美子	公立阿伎留医療センター
出席	大久保 順	中部高齢者はつらつセンター
出席	加藤 文彦	社会福祉法人緑水会 あきる野市障がい者基幹相談支援セン ター
出席	篠田 憲秀	社会福祉法人 SHIP 障がい者相談支援センターいまここ
出席	金澤 孝雄	あきる台病院指定居宅介護支援事業所

◎:委員長 ○:副委員長

事務局：〔市〕 石山福祉総務課長、田中福祉総務係長、福祉総務係佐藤
障がい者支援課障がい者相談係山崎係長、久野木主事
高齢者支援課高齢者支援係原係長、小川主任

〔中核機関〕 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
榊原生活支援課長、相談支援係安江係長、谷口主任、石山主事

傍聴者：なし

4 内容

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 報告事項

①あきる野市成年後見制度利用促進計画の策定について

②令和6年度第3回成年後見制度利用促進協議会で取り上げたケースについて（非公開）

(4) 協議事項

- ①令和6年度「中核機関」事業報告及び評価について
- ②令和7年度「中核機関」事業計画について

(8) その他

(9) 閉会

【資料】

- 資料 あきる野市地域保健福祉計画抜粋、概要版
- 資料1 令和6年度第3回成年後見制度利用促進協議会で取り上げたケースについて
ケース1 支援してくれる親族がおらず、収入が少額で持ち家をもっている
方の今後の支援について（非公開）
ケース2 家族の支援が受けられず、将来に備えるサービス等に結びつかない
ケースについて（非公開）
- 資料2 令和6年度中核機関の事業報告に対する協議会評価
- 資料3 令和7年度「中核機関」事業計画

5 議事録（発言の主な内容）

(1) 開会 福祉総務課長

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
令和7年度第1回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を開催いたします。議題に入るまで本日の進行を務めさせていただきます、福祉総務課長の石山でございます。よろしくお願いいたします。
本日、秦委員から、欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。また植田委員につきましては遅れていらっしゃいます。このため、本日委員9人中7人の出席ですので、成立しております。
また、本日の協議会の開催に当たりまして、開催告知と傍聴についてのお知らせを5月16日、市のホームページに掲載しました。しかしながら、本日の開催予定時刻までに傍聴希望はございませんでしたので、本日の傍聴者はおりません。なお、同ホームページで、今回の委員会の資料、及び議事録の公開も行うことを、あわせてご報告します。

(2) 挨拶 会長

今日は平日の昼間にもかかわらず、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
改めて、あきる野市成年後見制度利用促進協議会のホームページの説明を読んだところ、成年後見制度の利用の促進に関し、法律、医療、福祉等の分野における、地域連携の体制を構築し、意見交換、情報共有等を行うことにより、成年後見制度の利用の促進、その他の権利擁護の支援を行うために設置された協議会ということです。今日、それぞれの分野の代表の方が参加されていますので、ぜひ活発なご意見を頂戴したいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

福祉総務課長

ありがとうございました。それでは、協議会設置要綱の第9条第2項で「会議の議長は会長をもって充てる」ことになっておりますので、ここからの議事進行につきましては渡辺会長にお願いいたします。渡辺会長どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 報告事項

①あきる野市成年後見制度利用促進計画の策定について

会長

あきる野市成年後見制度利用促進計画の策定について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局

事務局福祉総務課福祉総務係長の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず地域保健福祉計画概要版、成年後見制度利用促進計画抜粋という資料をご覧ください。

協議会の皆様にもご協力をいただきまして、令和7年3月にあきる野市地域保健福祉計画を策定することができました。この計画は、令和7年度から11年度までを計画期間としております。この計画の中に、成年後見制度利用促進計画を包含する形で策定をいたしました。

本日は、成年後見制度利用促進計画の部分だけを抜粋したものをお配りしております。委員の皆様には本当にご協力をいただきましてありがとうございます。日々お忙しい中にもかかわらず、計画の策定についてご意見をたくさんいただきまして本当に感謝しております。

今後はこの計画に基づきまして、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと、担い手の確保、育成等の推進、市長申立の適切な実施と、成年後見制度利用支援事業の推進を大きな柱として推進を図って参りたいと考えております。

今後の中核機関の事業運営にも活かしていけるよう、共有していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

会長

それでは、今の事務局のご説明についてご質問、ご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

②令和6年度第3回成年後見制度利用促進協議会で取り上げたケースについて【非公開】

(4) 協議事項

①令和6年度「中核機関」事業報告及び評価について

会長

令和6年度「中核機関」事業報告及び評価について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは資料2をご覧ください。委員の皆様には事前資料として、令和6年度の中核機関事業報告及び評価について、メールでお送りし、個人評価をご記入をいただきました。お忙しいところ、評価票の記入、メール送付にご協力いただきましてありがとうございます。

本日は委員の皆様の評価を集計したものをお配りしております。多数の票があった評価のアルファベットを入れております。本日は、中核機関の方から改めて事業報告と、自己評価の理由について簡単に説明をしていただきます。その後、ご質問など受けさせていただき、協議会としての評価を決定していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

中核機関

それでは資料2に基づきまして中核機関の評価をご報告をします。

まず1の広報機能について、令和6年度に関しましては、全部で4回の新規講座を開催しました。こちらの内容が「終活の始め方」講座、「事例で学ぶ成年後見制度」講座、「将来に備える任意後見制度」講座、「公正証書遺言について学ぶ」講座が、計4回、定員25人程度の講座を開催し、延べ97人の市民の方にご参加をいただきました。

評価としては、S「特に良い結果を得た」、とつけさせていただいております。今回初めて終活や公証人を講師とした講座を行い、定員以上の申し込みがあったということ、また西多摩地域の他の社会福祉協議会にも講座の開催状況をお聞きしたところ、あきる野市は、他の地域より開催回数が多いということでした。他の社会福祉協議会は年に1回から2回、市民向け講座を行っていますが、あきる野市では4回から5回程度講座を開催しているので、広報機能については十分できていると評価をしております。また、ホームページやFacebook、市・社協の広報でも月に1回程度は載せており、こちらも十分に啓発ができると思います。

令和7年度は、講座の年間スケジュールを立てております。

まず最初に6月18日に終活の講座で、委員から、定員を上回る申し込みがあったということで大規模な定員の講座を開催してはどうか、という意見もありましたので、今回150人規模の講座を企画しております。

また、7月に関係者向けの身寄り問題について、9月に成年後見制度講座、10月に任意後見制度と家族信託、12月に好評だった公正証書遺言についてもう1回開催することを予定しています。

前年度からお話していた、市民にわかりやすい成年後見制度の窓口ということで、今年度から社会福祉協議会での係名を変更し、成年後見センターあきる野としております。広報機能の評価については以上です。

続きまして2の相談機能についてのご報告です。

成年後見制度に関する相談件数ですが、実人数141名、延べ256人の方の相談がありまして、相談及び対応件数は694件となっています。令和5年度に関しましても増加はしていましたが、令和6年度においては実人数が29人増加しておりまして、相談対応件数も161件増加しています。

ご親族の方からの相談が最も多くなっておりますが、ケアマネージャーや地域包括支援センター、高齢者施設、病院の相談員からの相談も徐々に増えてきています。

成年後見制度に関する専門相談会として、司法書士による相談会、弁護士による福祉法律相談会を、それぞれ奇数月と偶数月で開催できるようにしており、こちらの実績が、司法書士10件、弁護士15件となっています。

任意後見制度についても徐々に増加しております。令和6年度は相談件数が120件で、任意後見契約に至ったケースも3件ありました。引き続き、相談会も実施していきます。令和6年度の評価はAとしています。次年度に関しましては、職員が1人増えましたので、相談機能をもう少し確実にしていきたいと思っております。

続いて3の成年後見制度利用促進機能についてご報告させていただきます。

まず受任調整支援について、受任調整会議を2か月に1回開催しています。令和6年度は、臨時の会議を含めて計6回行っています。市長申立の検討も含めて、計13件のケース検討を行っております。

受任調整会議より幅広い権利擁護の支援について検討できる会議にしていきたいということで、精神保健福祉士の専門職を1名増員し、支援検討会議に移行させ、令和6年度は2回行っております。事業計画に則り、支援検討会議に移行しました。

法人後見業務の実施に向けた検討ということで、令和6年度は法人後見検討委員会を設置し、全5回、専門職の方や行政職員、社協の役職員も含めて、法人後見の実施に向けて検討会議を行いました。社協が受けるべき対象者や体制を検討し、法人後見の運営委員会の設置要綱について検討し、今年度から法人後見業務を実施できるようになりました。以上を踏まえて、令和6年度の評価がSとなっております。

続きまして、後見人等支援機能、後見人等のサポート、親族後見人のサポートとして、実績値としては72件、評価はAとなっております。

後見人のサポートについては、専門職はケースというよりは地域の情報を知りたいとか、今こういう状況で支援検討会議を開いて欲しいということで、単発のご支援が多くなっておりますが、必要時に連絡をいただいて、定期的に関わっているケースもございます。

毎月ご本人の状況を報告いただき、半年に1回、後見人と同席して、ご本人と話し合う場を設けたり、定期訪問で後見人と一緒にご本人のお宅に訪問し、状況確認をしているケースもございます。

任意後見契約を締結した相談者の希望に応じて、任意後見人の受任者と定期的に訪問しているという関わりも持っております。

親族後見人に関しましては、毎年、初回訪問、定期訪問、定期報告の時期になりますと、必ずいらっしゃる親族後見の方は何人かおり、支援を行っているという状況です。

令和7年度においても、選任後すぐに社協が離れることなく、困りごとや相談等はないかアンケート等行いながら、定期的に関わりを持ちたいと思っております。

続いて、あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能としましては、引き続き中核機関として市と連携を図り、利用促進協議会事務局として参加していきたいということと、委員の皆さんからのいろいろなご意見を取り入れながら、事業の評価や権利擁護支援について検討していきたいと思っております。前年度については3回開催しております。これについても評価はAで次年度もAとしております。

最後にオンラインを活用した体制整備について、Z o o mを使えるようにしており、成年後見制度の相談や関係者との打ち合わせ、支援会議、講座等を基本的にオンラインで実施しております。前年度はオンラインでの相談件数はあまりなく、4回となっております。

令和6年度の評価はAとしました。引き続き状況によってオンラインを活用していきたいと思っております。

総括についてご報告をさせていただきます。

中核機関として4年が経過しております。成年後見制度に関する相談窓口ということ、社会福祉協議会に相談できるということが、かなり周知されてきて、相談対応を安定的に実施することができました。関係機関の方や後見人さんとの連携の機会も増えております。

権利擁護を必要とするケースに関しましては、社会福祉協議会も加わりまして、徐々にチームで対応できるようになっていると感じております。また、受任調整会議を支援検討会議へ移行しまして、より幅広く権利擁護支援について検討することができるようになっております。

法人後見の実施に向けては今年度から実施しますが、実施要綱等を作成しまして、令和7年度より開始しています。広報した時点から社会福祉協議会に受けていただきたいというご相談も何件か受けています。法人として様々な後見業務の経験を積みながら、市民後見人の養成についても、スケジュールを検討していきたいと思っています。報告は以上です。

会長

ありがとうございます。こちらについて、最終的な評価を確認したいので、機能ごとに確認します。

- 1 広報機能について、何かご意見ありますか。
(意見なし)

では評価案はSとなっておりますが、1についてはこちらの通りの評価とさせていただきます。

- 2 相談機能について、何かご意見ありますか。

委員

任意後見について、延べ120件の相談があった中で、任意後見に結びついたものの件数としては実質3件ということですが、その差をご説明いただきたいです。

中核機関

任意後見制度はご本人と繋がるまで何回もご説明しているケースもあり、訪問したり、電話で調整したり、関係者に同席していただいたり、そういった調整で対応、相談件数が増えています。実際には、受任者を探すことに関しても対応が多くなっており、受任していただく方を見つけてもお断りされることもあります。相談や概要を1回聞いて、やっぱりやめようと言ってはまた来たり、という方も増えています。相談対応件数は120件ほどですが、

時間がかかりますので、事実上令和6年度に結びついたケースは3件であったという状況です。

会長

実人数はわかりますか。

中核機関

件数で抜粋していて、任意後見で抜粋はしていません。お子さんのいらっしゃるご夫婦での相談も増えており、対象者が2人ということも令和6年度だけで3組くらいあったので、実人数としては月2人くらいだと思います。

会長

他にご発言ある方はいらっしゃいますか。

委員

報告の中で相談は親族が多いという中で、一方で高齢者施設や病院の相談員からの相談が徐々に増えてきているというところにちょっと違和感を感じます。実際、そちらの方からの相談が多いのではないかというイメージがありました。徐々に増えてきているという内容を教えていただきたいです。

中核機関

以前まで明らかに多かったのが、入院費が払えないため後見人をつけてくださいという病院や施設からの相談でしたが、今はご本人にキーパーソンがいらっしゃらないので、今後の生活のために成年後見人が必要だと思うという内容が多いです。施設相談員も協力的でかなり積極的に動いてくださるケースが増えてきました。

病院や施設が対応に迫られて困って、というよりは生活を送っていく中でキーパーソンがおらず、今後必要なのでは、というご相談が集中しています。

前は高齢者施設からは相談はあまりなかったですが、檜原村や日の出町など、あきる野市内だけではなく他の地域からも相談がある状況です。

委員

ということは地域において、あるいは他市の施設も含めてですが、チーム支援とか、本人の意思決定の必要性が専門職の間にも大分浸透してきているのかなと思います。

だからこそ、お金のことだけではなくて、成年後見制度、キーパーソンが必要だという認識で社会福祉協議会に相談がきているのでしょうか。社協の取組が進んでいるのかなということと、広報機能と絡めて言いますと、一般向けというところが結構多いので、そういう意味では、さらに専門職の方たちの意識を高めるというところでも、専門職向けの講座もぜひ検討していただいたらいいのかなと思いました。

会長

他にご意見ありますか。

(意見なし)

では3の成年後見制度利用促進機能について、協議会評価案はSとなっていますが、こちらについてご意見ありますか。

(意見なし)

では次に4、後見人等支援機能についてご意見ありましたらお願いします。

委員

自己評価のところでAとなっていますが、Sにならなかった理由は何だと思いますか。

中核機関

積極的な後見人へのサポートを中核機関側からは打ち出しておらず、定期的な関わりのある方への対応や、ご連絡をいただいたときに支援会議を開催するという、少し受動的な体制になっております。連絡があれば丁寧に対応するようには心がけていますが、例えば定期的にアプローチするなどはありませんので、Sとはしていません。

委員

そうすると今年度も、Aになる可能性があるということでしょうか。

中核機関

選任の数ヶ月を目安にアンケートをメールや電話、書面などで取るよう考えていて、今後、定期的な支援を希望するというご返答いただいた場合には、こちらからも定期的に声を掛けるなど、取り組んでいこうとは考えております。

委員

アンケートは去年も同じことが書いてあったような気がします。

中核機関

去年も同じように書いていましたが、令和6年度においてはアンケートという形式ではなく口頭での確認になってしまいました。アンケートは全体の専門職に対して行ったわけではなく、社会福祉協議会が関わった人に関してはできましたが、例えば弁護士などに引き継いだ後、特に連絡がない場合はできていないので、選任後には全てのケースに声を掛けさせていただきたいなと思っています。

委員

その方向もあるかもしれないが、モニタリングの考え方として、成年後見制度が必要となったケースは、そこにすでに課題があって成年後見制度に進むということだと思います。

流れとしては、引き継ぎが想定されるケースであるとか、この課題が終わったら後見の計画や方針が変わると最初にわかっているケースにおいては、例えば半年とか1年後に、モニタリング会議にぜひご出席くださいということを、最初から話しておくことも必要かと思います。アンケートをしたときに、そのチームがサポートの必要性を感じているかどうかというのは後見人だけの意見ではわかりません。つまり、チーム全体はサポートの必要性を感じているけれども、後見人としては感じてないということもあります。そういう意味では、全体にアンケート取るわけにはいかないですから、もしよければ最初の段階でチェックをしておくやり方もあるかと思っています。

この段階でモニタリングの具体的なやり方について検討していく必要があるのではないかと評価で書かせていただきましたが、より具体的に、少し実用的なことを考えてはどうかと提案させていただきました。

その他、意見なし。評価は以下表のとおり

	S	A	B	C	協議会 評価
1 広報機能	6	3	—	—	S
2 相談機能	6	3	—	—	S
3 成年後見制度利用促進機能	6	3	—	—	S
4 後見人等支援機能	4	5	—	—	A
5 あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能	3	6	—	—	A
6 オンラインを活用した体制整備	3	6	—	—	A

②令和7年度「中核機関」事業計画について

会長

令和7年度「中核機関」事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料3をご覧くださいと思います。令和7年度の中核機関の事業計画についてです。

今、皆さんに評価いただきました前年度の課題なども含めて、令和7年度の中核機関の事業計画を立てていただいています。

令和7年4月から、窓口の名前を「成年後見センターあきる野」と変更していただき、新しい取り組みを係長中心に進めていただいています。職員も1人増員し、体制も整ってきているかと思います。

これからの市民後見人等養成に向けても考えていただかなくてはいけないかと思っていますが、市の計画の重要事項ですから、皆様にもご協力いただきながら進めていければと思っています。

それでは、社会福祉協議会から、事業計画と、今年度始まります法人後見事業について、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

中核機関

資料3の中核機関の事業計画についてご説明させていただきます。

今年度より「成年後見センターあきる野」と係名を変えまして、広く関係者への周知をしています。中核機関として引き続き成年後見制度のさらなる利用促進を図っていききたいと思います。

広報機能についてです。今年度に関しましてはすでに5回分の講座の日程を決めており、調整を行っているところです。先ほどご説明した、前年度できなかった関係者向けの権利擁護講座といたしましては、高齢者の身寄りの問題について開催させていただきます。

その他は前回好評だった終活の講座や、公正証書遺言についての講座を今年度も開催します。また、令和5年度にも開催した、家族信託についての講座も開催したいと思っています。

定員は大体30名から35人、終活に関しましては150人としております。既存のパンフレットを見直して、引き続き、配布や広報、ホームページ、Facebookを活用した周知活動を行っていききたいと思います。

2の相談機能につきましては、令和6年度に引き続き、成年後見制度に関する丁寧な相談対応と、司法書士による成年後見制度相談会の実施、弁護士による福祉法律相談会の実施をいたします。

3の成年後見制度利用促進機能につきまして、受任調整支援、支援検討会議の開催を年6回開催します。緊急ケース等の対応がある場合は臨時で開催したいと思っています。

また、地域連携ネットワークの構築につきましては、関係者にも徐々に成年後見制度の周知が図られていまして、社会福祉協議会が相談を受けるということも周知されてきています。

引き続きご本人のために、早期の発見・連携ができるように、情報交換を行っていききたいと思います。

また「チーム」による対応としまして、引き続き皆さんにご協力いただき、一緒に対応をしていききたいと思います。

続きまして、地域福祉権利擁護事業等関連制度との連携について、地域福祉権利擁護事業は現在利用者が31名となっております。成年後見制度へのスムーズな移行を図っていききたいと思います。

また、市民後見人養成に向けての準備は、初めて事業計画の中に記載させていただいております。前年度には青梅市が市民後見人の養成講座の入門編を行っております。今年度は福生市が行うと聞いておりますので、近隣の市町村の動向についても情報収集を行いながら、開催に向けてのスケジュールや事業内容の検討を行っていききたいと思います。その内容をあ

きる野市に報告し、意見交換を行いながら、実施に向けてスケジュールをしていきたいと思っています。

4の後見人支援につきましては、先ほどのようなご意見も受けながら、後見人の定期的なサポートも含めて行っていきたいと思っております。

5の成年後見制度の利用促進協議会の事務局機能については、同様に事務局として市と連携しながら行っていきたいと思っています。

6のオンラインを活用した相談支援体制の整備ということで、今年度もすでに支援会議をオンラインで実施しておりますが、広くオンラインで対応できるようにしていきたいと思っております。

中核機関の事業計画についてのご報告は以上です。

続きまして法人後見事業の事業計画についてのご説明をしたいと思います。

令和7年4月より法人後見事業を開始させていただきました。これは社会福祉協議会が法人として成年後見人を受任して、成年被後見人の支援を行っていくというものです。法人後見業務の実施については、現在は法人後見を受任するための利用相談や申立ての支援という対応をしておりますが、今後は社会福祉協議会として、地域やチームと支援体制を作る支援を行い、支援検討会議で検討し、また、法人後見の運営委員会でも助言をお聞きして、被後見人の後見業務の実施を行っていききたいと思っております。

法人後見の運営委員会は本年度より開催させていただくものです。法人後見の運営委員会のメンバーとしては、弁護士、司法書士、社会福祉士、社協職員の役職員で構成するものです。今年度は3回を想定しています。

1回目は6月4日の開催と決まっております、法人後見を受けたいと相談のあったケースの検討や、今後の課題についてもご意見を聞きながら、適切に法人後見業務を進めていきたいと思っております。

続いて広報です。広報紙を見た方が、どういった方が法人後見の対象になるのかと相談にいらっしゃってますので、改めて説明用チラシを作成し、窓口に設置したり、説明する際に使用したいと思っております。

関係者向けにつきましてはすでに民生児童委員協議会会長会で、成年後見センターあきる野の設置と法人後見事業の開始について説明しております。また五日市障がい児者の親の会から成年後見事業について説明してほしいというご要望があり、対応しています。

これから自立支援協議会のくらす部会や、介護事業者連絡協議会居宅介護支援事業者部会で、成年後見センターの周知や法人後見事業の開始について周知していきたいと思っております。

また、今のパンフレットには法人後見事業の件が記載されていませんので、作成したいと思っております。パンフレットやホームページ、Facebookを利用した周知活動を引き続き行っていきます。

4の地域福祉権利擁護事業や関係機関との連携についてです。

今後、地域福祉権利擁護事業を利用している方の多くが法人後見に移行していくということが想定されます。その際にスムーズに移行するよう支援して行きます。現在、青梅市と福生市が法人後見を行っておりますので、担当者会議の中で、法人後見業務の情報共有を図っていききたいと思っております。

また市長申立ての担当課と連携を取り、皆様のご協力をいただきながらチーム体制を構築していきたいと思っております。法人後見の事業計画については以上となります。

会長

ありがとうございます。法人後見について対象者は記載がないですが、福祉関係者、医療関係者がいらっしゃるので説明した方がいいのではないのでしょうか。

中核機関

資料は用意してないですが、簡単に説明させていただきます。

社会福祉協議会で法人後見を受任する対象者は、居所があきる野市の方、高額な財産を所有していない方、複雑な紛争性がない方を原則としております。

また、あきる野市には多くの施設があり、他の区市町村から入所してきている方がいらっしゃいますが、その方たちは対象とせず、保険者や障害福祉サービスの支給決定市町村があきる野市の方に限定しております。今の時点であきる野市にいらっしゃっても居所がない方に関しては対象外となっております。

高額な財産を所有していないという条件ですが、地域福祉権利擁護事業でも 1000 万を大きく超える方に関しては対象としていません。同程度の基準で、多くの財産をお持ちの方に関しては対象としておりません。

会長

ありがとうございます。中核機関事業計画と法人後見事業計画についてご意見やご質問ございますか。

委員

法人後見を受任するかどうかという審査は法人後見運営委員会で行いますか。

中核機関

まずは支援検討会議にかけ、そこで法人後見受任が妥当だろうというご意見をいただきましたら、その後、法人後見運営委員会を開催し、そこで承諾をされたケースに関しては受任という方向性で、2段階の検討で進んでいきたいと思っております。

委員

市民後見も法人後見もどこまで枠組みを決めるかというところは自治体ごとでいいと思います。市民後見は枠組みを決めることで活躍場面を奪っているという問題もあります。一方で、法人後見は担い手を増やすという意味でも必要ですが、法人だからこそ受けなくてはいけない案件がある。こういう人たちを受けていくというのを、もう少し明確にして説明した方が相談に繋がるかと感じました。

委員

1,000 万という金額が法人後見としてどうなのかと私としては疑問を感じるところです。中核機関の事業計画で「成年後見制度利用促進に向けて」という言葉が出ています。ご存知のとおり、国から制度ありきではないという方針が強く打ち出されており、制度を利用することに偏りがちな計画に見えてしまうかなと感じました。

これをどう変えたらいいかというよりは、権利擁護というところをもう少し出していただいたらいいかなと思います。今も第二期成年後見制度利用促進基本計画の言葉、計画自体を変えてはどうかという協議もあるくらいなので、誤解を招いてしまうところがあるので、少し意識したらいいいかなと思いました。

地域連携ネットワークの構築について、昨年度の報告も、どちらかというとチーム支援や他職種連携で対応している部分を中心となっているのかなと思います。中核機関の機能として、地域連携ネットワークを自治体単位でどういう風に進めていくかというところがあるといいですね。顔の見える関係の構築というのは、具体的には、会議体や情報共有会など開くときに銀行や民生委員が入ったり、地域の商店が入ったりとか、地域連携ネットワークの構築の仕方を考えてもいいのかなと思いました。

中核機関

地域連携ネットワーク構築に関しては、おっしゃるとおり、個別のケースの対応になっていると思います。私たちも連携のしにくさを感じるところがあり、ケースによって、協力的な方もいればあまり協力的でない方もいらっしゃいますので、ご本人の支援をどうすれば広く考えていけるかが重要だと思っております。他の市町村での成功例の情報収集をし、構築に向けての考え方を実施していきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

会長

法人後見を受けられるのはどのような方が考えられますか。

中核機関

長期的なご支援が必要な若い方、支援回数が頻繁な方、地域と根付いていらっしゃる、地域の社会資源と頻繁に連携する方や、社会福祉協議会の持っている福祉のネットワークを使って権利擁護を図った方がいい方、また、地域福祉権利擁護事業を長らく利用されてる方においても、法人後見に移行していくということが想定されます。市長申立てのケースでも想定されます。

会長

他にこちらについてご意見等ございますか。今回、事業計画の広報として講座が書かれています、皆さんの分野で関係者向けの講座でこんなのもやってもらえるといいなというものがあればご意見をいただければと思います。

委員

令和6年の事業報告をみて、少ない人数で頑張っていると思うので、あまり無理せずやっていただければと思います。

委員

私は医療機関に勤めていますが、後見人がついていらっしゃる方は施設に入っている方がほとんどです。在宅で身寄りがない方がだんだん高齢化しているので、市民にこういう課題が出てくることを理解していただくことが大事だと思います。先ほどおっしゃったように、社会福祉協議会はよくやっていたと思います。困ったときは、すぐ電話してしまうくらい心強い存在です。

委員

高齢者包括支援の立場としては、中核機関の皆さんには毎日のようにお世話になっていきます。高齢者はつらつセンターでは、権利擁護講座を開催することになっており、ACPも含めて在宅で働いている事業者向けの講座を今年度開催しようと思っています。相談に乗ってください。

委員

相談機能のところですが、高齢者と障がい者と両方相談を受けていると思います。障がい者のケースが圧倒的に少ないと思いますが、障がい者の相談の場合、何か特徴的なものはありますか。

中核機関

在宅で、キーパーソンの親御さんが亡くなったときの心配や、お金の問題だけではなく、居場所の問題、今後のサービスの問題、そういった全体的な広い相談が多い印象です。また委員の皆さんにも何回か関わっていただいたケースのように、手帳を持っておらず、その取得の支援から関わっていただいて成年後見に結びつけた、というケースもありました。

委員

障がい者のケースの場合はやはり広い相談内容になってしまうようです。

中核機関

本人の意思があって、でも支援者側としては権利擁護の支援が必要なのではないかというときに、本人に話をして理解してもらうのに長い時間が必要になることが多いです。

委員

高齢の親御さんの問題もあつたりして、個別に相談しないといけないケースが多いのかと思います。

委員

私も障がい分野なので先ほどのお話はそのとおりだと思います。グループホームの利用者の親御さんが高齢になってきて、どのタイミングで移行していこうかと考え、親御さんに説明してもなかなか受け入れられないというのがよくあるパターンです。親御さんに聞くと、「子どもに任せるからいい」とおっしゃいます。親御さんの理解を深めるためにも、そういった講座を開催していただけると良いと思います。

委員

講座の参加について、案内しても、申し込みに間に合わなかった、いっぱいになってしまったということもあったのですが、当日参加者は定員割れとなっていることもいくつかあったかと思います。少し手間はかかりますが、連絡があつた方にもう1回連絡を入れていただいて、できるだけ多くの方が参加できるようにしていただきたいです。

関係者向けの講座のときには、法律論ではなく、より具体的な、こういうことで困っていて、こういうふうに相談して、こういうことができるというような、ケース報告もいただけるといいと思います。

会長

後見というと認知症高齢者を中心に想定して話し合うことが多いので、障がい者の案件など、様々なケースについての企画もできるかと思います。

5の「その他」ですが、何かございますでしょうか。それでは、事務局から説明願います。

(5) その他

長時間にわたり、貴重なご意見をありがとうございました。市民の方にも、成年後見のことは社会福祉協議会に相談できるということが伝わってきたと思いますが、障がい分野も含めて長い時間かけてご理解いただかなければいけない制度だと感じています。今回ご意見いただいた内容について、中核機関と協議し、今後の事業に活かしていきたいと思います。

また、先ほどお話しがありました法人後見事業のパンフレット等を後日委員の皆様にお配りしたいと思います。

今回の議事録要旨については、一度メールで皆様にご確認いただき、その後ホームページにて公開するという流れで進めていきますので、ご承知おきください。また、今回の会議の報酬については6月上旬に口座に振り込みをさせていただきます。

事務局からは以上です。

会長

他に何かございますか。特に何もなければ、以上を持ちまして、議事を終了いたします。それでは、司会へお返しいたします。

(6) 閉会

福祉総務課長

皆様、長時間、大変、お疲れ様でした。また、渡辺会長に於かれましては、スムーズな議事進行、ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして、令和7年度第1回 あきる野市成年後見制度利用促進協議会を閉会します。